

介護保険料

納め忘れに
注意しましょう

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と公費とを財源に運営されています。社会全体で支え合う制度ですから、保険料を納め忘れてしまうと、介護サービスを利用するときに滞納期間に応じて給付が制限されます。

介護サービス費用の全額を利用者が支払い、市への申請により、後から九割分が支払われます。

1年6カ月以上2年未満滞納すると

介護サービスを利用しようという時に困らないためにも介護保険料はきちんと納めましょう。

費用の全額を利用者が支払い、後で市へ申請しても、保険給付の一部が支給差し止めになったり、滞納している保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると

通常は介護サービスを利用するときの利用者負担は、かかった費用の1割ですが、

利用者の負担割合が1割から三割に引き上げられ、高額サービス費の支給も受けられなくなります。

納付が難しいときは

ご相談ください！

災害などにより財産を失つ

1年以上1年6カ月未満滞納すると

株式会社コムスの

介護事業所を

利用されている皆様へ

たり著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときには、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

保険料第一段階・第二段階または第三段階の人で、生活が著しく困窮している人は、笠岡市独自の特別減免制度があります。

問合せ

介護保険課

☎02139

納付には安心確実な

口座振替が便利です！

現在、納付書で保険料を納めている65歳以上の人には、便利で確実な口座振替の利用をお勧めします。

口座振替の手続き

①介護保険料の納付書、口座振替を希望する預金通帳、印かん（通帳の届出印）を用意

②取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込みます。

問合せ

収納対策課

☎02117

不正事実が判明し、同社の

全ての事業所について、事業の更新や許可等が出来なくなりました。指定有効期限が満了し、指定の効力を失うのは、一番早い事業所で平成20年3月31日です。

今後のサービスにつきましては、平成20年3月末まで引き続きサービスが提供されますので、安心して当該サービスをご利用ください。

また、利用者の皆様が混乱されることのないように、当該事業者から事情を説明し、他の事業所の紹介などを行います。

※疑問や不安な点がありましたらご連絡ください。

【相談窓口】

備中県民局健康福祉課

事業者第一班

☎086-434-7162

事業者第二班

☎086-434-7054

介護保険課

☎02139

はらだ眼科

(財)日本眼科学会 眼科専門医 院長 原田 義弘 (岡山大学医学部卒)

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
15:00~18:30	○	○	○	△	○	○

●休日／日曜・祝日
*土曜日午後は、14:00~16:00まで
JR笠岡駅前交番となり(井笠ビル2F)
☎0865-62-5672

